

○山武市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例

令和8年3月9日

条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、本市における不当要求行為等への措置等職員の公正な職務の執行を確保するために必要な事項を定めることにより、公正な市政の運営を図り、もって市政に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 市の職員であって、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属するものをいう。
- (2) 市長等 市長、副市長及び教育長をいう。
- (3) 管理監督者 職員を管理し、又は監督する立場にある者をいう。
- (4) 不当要求行為等 違法行為の要求（不作為の要求を含む。以下この号において同じ。）その他職員の公正な職務の執行を妨げる行為又は暴力行為その他社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為をいう。

(職員の責務)

第3条 職員は、市民全体の奉仕者であり、一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、不当要求行為等があったときは、これを拒否し、公正な職務の執行に当たらなければならない。

(管理監督者の責務)

第4条 管理監督者は、部下である職員の職務に係る行為が前条の規定に反することがないよう、常に注意を喚起するとともに、適切な指揮、監督及び援助を行わなければならない。

(市長等の責務)

第5条 市長等は、公正な市政の運営を図り、市政に対する市民の信頼を確保できるよう、不当要求行為等の防止に関する研修等の実施、不当要求行為等に対して適切な対応ができる体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

(市民等の責務)

第6条 市民その他市政に関わりのある者は、職員の公正な職務の執行について理解し、協力するよう努めるものとする。

2 何人も、職員に対し不当要求行為等をしてはならない。

(不当要求行為等への対応)

第7条 職員は、不当要求行為等に該当する行為があったときは、直ちに管理監督者に報告しなければならない。

2 管理監督者は、前項の報告を受けた場合、不当要求行為等に対し組織的に対応し、公正な職務の執行を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(不当要求行為等に対する措置)

第8条 市長等は、不当要求行為等を行った者に対して警告、捜査機関への告発その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、市長等が必要と認めるときは、当該不当要求行為等の内容、講じた措置の内容その他必要と認める事項を公表することができる。

(状況の公表)

第9条 市長は、毎年1回、不当要求行為等の件数及びその概要について公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、この条例の施行の日以後に行われた不当要求行為等について適用する。